

渋谷スタディクーポン 利用者募集のご案内

実施運営 スタディクーポン・イニシアティブ
協力 渋谷区

渋谷スタディクーポン利用者募集要項

■内 容

渋谷区内の中学3年生を対象に、提携の教育機関（学習塾や家庭教師など）の受講料として利用できる「渋谷スタディクーポン」を無償で提供します。

■対 象 者

以下（1）～（3）の全ての要件を満たす者を対象とします。

（1）2018年4月より中学3年生に進級する予定であること（＝2018年1月時点の中学2年生）

（2）2018年4月1日時点で、東京都渋谷区内に居住していること

※応募時点では渋谷区在住であっても、2018年4月以降、渋谷区外に転居されるご予定がある方は対象となりません。

（3）平成29年度渋谷区就学援助、もしくは生活保護を受給している世帯の生徒であること

■定 員

50名

※寄付金を原資としているため、定員には限りがあります。

■申込期限

2018年3月2日（金）【当日消印有効】

■利用者決定方法

- ・応募が定員を上回った場合は、抽選により利用者を決定いたします。
- ・応募書類に不備不足がないようご注意ください。
- ・利用意思確認のための面談を **3月18日（日）、21日（水・祝）** のいずれかの日程で実施いたします。

※こちらの面談は参加が必須ですので、あらかじめ日程の確保をお願いいたします。

▼一次結果通知 2018年3月9日（金）一次結果通知発送

※面談の日程もあわせてご連絡いたします。

▼最終結果通知 2018年3月26日（月）結果通知発送

※利用が決定した方には、決定通知書と併せてスタディクーポンも送付いたします。

応募手順

次の手順で応募書類をご提出ください。

| | |
|--------------------------|--|
| ステップ1 交付申込書の記入 | 次の書類の必要事項をご記入ください。 【必須】 交付申込書 ※ 兄弟姉妹で応募の場合でも、交付申込書は一人1部ずつ必要です。 |
| ▼ | |
| ステップ2 添付書類の取得 | <就学援助を受給されている場合> 教育委員会から送付されている「平成29年度 就学援助審査結果通知書」のコピーを用意してください。 ※ 通知書を紛失したときは渋谷区役所学務課（区役所仮庁舎第一庁舎東棟3階）の窓口で取得が可能です。（取得には身元確認が必要となります。） ※ 兄弟姉妹で応募の場合でも、通知書は一人1部ずつ必要です。 <生活保護を受給されている場合> 「生活保護受給証明書」のコピーを用意してください。 ※ 証明書は生活福祉課（仮庁舎第一庁舎西棟1階）の窓口で取得が可能です。（取得には身元確認が必要となります。） |
| ▼ | |
| ステップ3 応募書類の送付 | ステップ1で記入した書類とステップ2で取得した添付書類をまとめてご提出ください。 ※ 応募書類は返却できませんのでご了承ください。 <送付先> 〒136-0071 東京都江東区亀戸6丁目54-5 小川ビル2階 「スタディクーポン・イニシアティブ運営事務局」宛 * 資料に同封されている返信用封筒をご利用ください。 |

渋谷スタディクーポンについて

■渋谷スタディクーポンとは

- ・渋谷区内に居住する中学3年生（2018年4月時点）を対象に、提携教育機関（学習塾や家庭教師等）の受講料等として利用できるクーポンです。
 - ・クーポンは、渋谷区内及び隣接区の提携教育機関として登録された学習塾、家庭教師、通信教育、進路相談学習等で使うことができます。
 - ・利用先は、すでに登録されている塾等のほか、利用したい塾等を新たにリクエストしていただくことが可能です[※]。リクエストの詳しい方法については、P5をご確認ください。
- ※登録をいわず、希望の利用先でクーポンを利用できない可能性もございますので、あらかじめご了承ください。

■スタディクーポン提供額

一人当たり年額20万円分

※応募状況により提供額が変動することがあります。

■スタディクーポン有効期間

2018年4月1日（日）～2019年3月31日（日）

■ブラザー・シスター制度

スタディクーポンの利用者には、大学生等のボランティア（ブラザー・シスター）が定期的に電話や面談を行い、学習・進路相談やクーポン利用に関するアドバイスを行います。本制度は、クーポンを利用するうえで必ず受けていただくものとなりますので、あらかじめご了承のうえ応募してください。

■次年度の継続利用

2019年度以降の継続利用はありません。

■その他

スタディクーポンの利用は、生活保護制度における収入として認定されるものではありません。
また、所得税法上、課税の対象となりません。

スタディクーポン利用までの流れ

スタディクーポンは、スタディクーポン提携教育機関（スタディクーポンを利用できる教育事業者）が提供する教育サービスに使用することができます。クーポン利用までの流れは次のとおりです。

ステップ1【登録状況の確認】

- ・ 利用者は、希望する塾等の提携教育機関が登録されているか確認を行います。
 - 登録教室リスト（クーポンを利用できる教室の一覧） ⇒ 決定通知書送付時に同封します。
 - 既に登録されている場合は、すぐにクーポンをご利用いただけます。（事務局への連絡は不要）

ステップ2【登録されていない場合】

- ・ 利用が決定した方は、WEBフォームより、スタディクーポン事務局に、クーポンの利用を希望する教育事業者の情報を伝えます。【リクエスト】
- ・ 事務局は、教育事業者に提携教育機関として登録することを依頼します。



ステップ3【登録完了の連絡】

- ・ 教育事業者は、事務局に登録手続きを行います。
- ・ 事務局は、利用者に教育事業者登録完了のメール連絡をします。（登録完了後クーポンをご利用いただけます）



クーポン利用開始



※リクエストからクーポン利用開始まで1ヶ月程度の時間がかかります。

※リクエストの結果、教育事業者が登録に至らない場合もありますので、予めご了承ください。

応募書類一覧

■ 次の応募書類を提出してください。

同一世帯の兄弟姉妹でエントリーする場合でも、「平成 29 年度 就学援助審査結果通知書」は、申込者につき 1 部ずつのご提出をお願いいたします。

| 提出する書類 | |
|--------------------------|---|
| <input type="checkbox"/> | 交付申込書 ・ 記入例を確認のうえ、漏れなくご記入ください |
| いずれか該当する書類を提出 | |
| <input type="checkbox"/> | <就学援助を受給されている場合> 平成 29 年度就学援助審査結果通知書 (コピー可) ・ 平成 29 年度 に発行されたもの ※取得方法の詳細は P3 をご確認ください |
| <input type="checkbox"/> | <生活保護を受給されている場合> 生活保護受給証明書 (コピー可) ・ 平成 29 年 4 月 1 日以降 に発行されたもの ※取得方法の詳細は P3 をご確認ください |

お問い合わせ先

スタディクーポン・イニシアティブ運営事務局
(公益社団法人チャンス・フォー・チルドレン内)

TEL **03-3681-2258** (平日 10:00~19:00/土日祝休業)

〒136-0071 東京都江東区亀戸 6 丁目 54-5 小川ビル 2F

E-mail studycoupon@cfc.or.jp